

宝塚市第 5 地区地区防災計画

令和4年（2022年）11月

宝塚市第 5 地区自治会連合会
宝塚市 第 5 地区民生児童委員協議会
宝塚市長尾地区まちづくり協議会

目 次

1	基本方針（地区防災の基本的な考え方）	3
2	計画名称・計画対象地区と策定主体	4
	（1）計画名称	4
	（2）計画対象地区	4
	（3）計画策定主体	4
3	地区の特性と予想される災害	7
	（1）地区の特性 -----	7
	（2）予想される災害 -----	7
4	活動内容	8
	（1）これまでの取組 -----	8
	（2）平常時の取組 -----	8
	（3）災害時の取組 -----	11
	（4）避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援 -----	12
5	地区の防災対策（具体的な対策）	13
	（1）防災体制 -----	13
	（2）活動体制 -----	14
	（3）地区の連絡網 -----	14
	（4）防災関連施設 -----	15
	（5）防災資器材等 -----	16
	（6）地域版防災マップ -----	16
	（7）地区防災訓練の実施 -----	18
	（8）資器材，器具等の点検 ----- エラー! ブックマークが定義されていません。	
	（9）避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援体制の整備エラー! ブックマークが定義されていません。	

1 基本方針（地区防災の基本的な考え方）

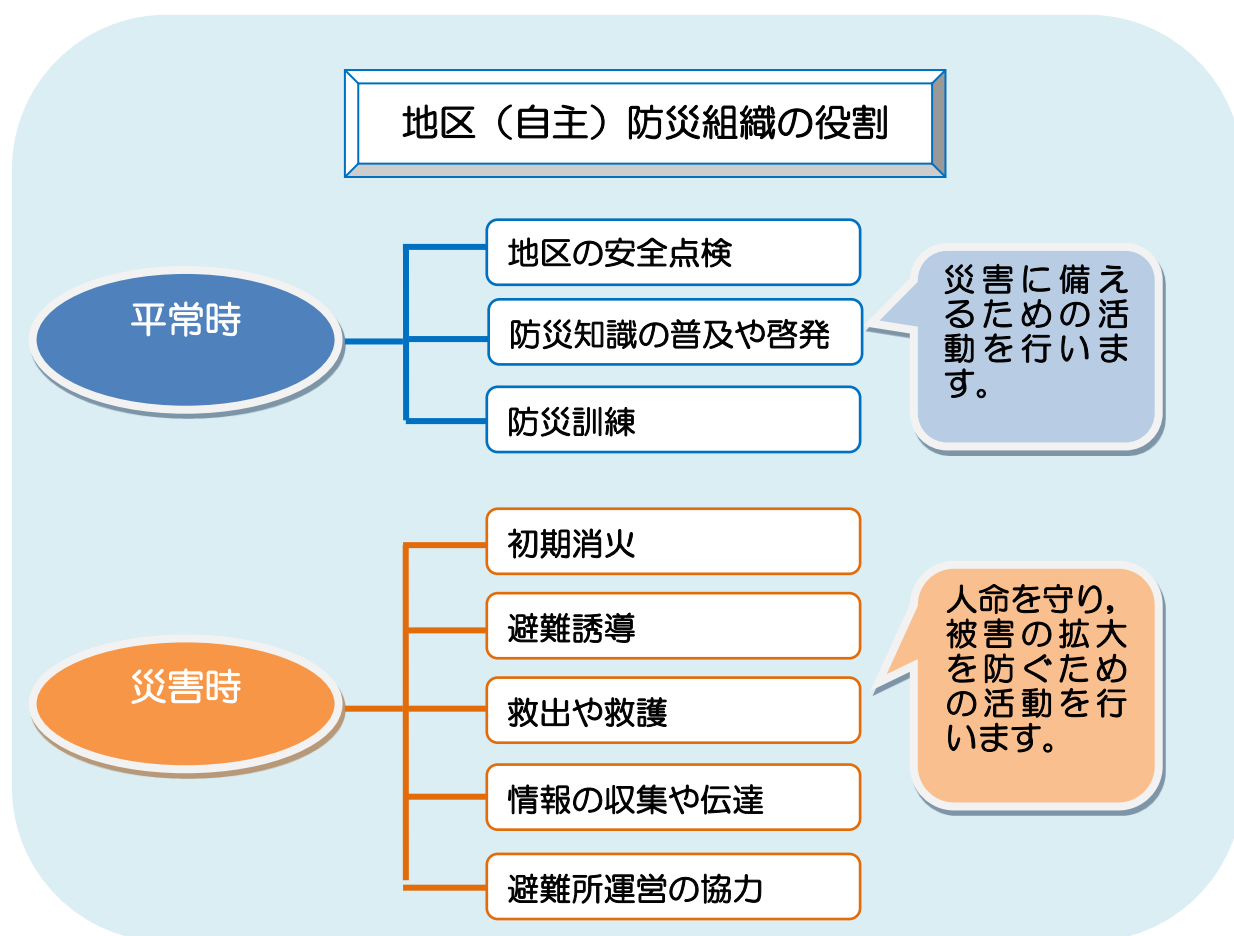
災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そんなとき、力を発揮するのが「地区ぐるみの協力体制」です。

実際に、阪神淡路大震災のときには、地区住民が自発的に救出・救助活動を行い、多くの人命を救うとともに、その後の復興にも大きな力を発揮しました。

また、東日本大震災のときのように避難所生活が長引く場合にも、地区住民が助け合って、さまざまな困難を乗り越えなければなりません。

私たちの地区では、「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築しこの行動の規範としての「宝塚市第5地区地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。



2 計画名称・計画対象地区と策定主体

(1) 計画名称

宝塚市第5地区地区防災計画

(2) 計画対象地区

「宝塚市第5地区地区防災計画」は宝塚市第5地区（長尾、長尾南、丸橋小学校区）を対象として定めます。

※対象地区は別添図（防災マップ）参照。

(3) 計画策定主体

「宝塚市第5地区地区防災計画」は次表の団体により組織する「地区防災委員会」が主体となって定めます。

団体名称	所在	住民等数
宝塚市第5地区自治会連合会	宝塚市・・・	39,672人
宝塚市第5地区民生児童委員協議会	宝塚市・・・	
宝塚市長尾地区まちづくり協議会	宝塚市・・・	

(4) 計画構成員

アービング宝塚
あおぞら自治会
ウィル宝塚リヴェール
エグゼ山本南自治会
春日自治会
口谷自治会
口谷阪急自治会
県営中筋団地自治会
県住口谷東団地自治会
県住宝塚丸橋自治会

県住宝塚丸橋第2自治会
県住山本野里自治会
コスモ宝塚管理組合
さつき自治会
自衛隊山本団地宝塚自治会
市住中筋団地自治会
城丸自治会
セレッソコート宝塚グランシア自治会
ダイアパレス宝塚クオリティージⅣ
ダイヤパレス宝塚クオリティージⅡ
宝塚マリンハイツ自治会
中筋岩黒自治会(記帳名：中筋8丁目)
中筋自治会
中筋南自治会
中筋山手自治会
中山寺自治会
西雲雀丘自治会
野里荘園自治会
野里前自治会
パステル10山本南
パティオ南宝塚
花屋敷自治会
東の里自治会
雲雀丘西地区自治会
ヒューマニティ野里自治会
平井北自治会
プラネシーン
プロシード宝塚管理組合
ベルアーバニティ宝塚山本
ベル山本丸橋自治会
丸橋自治会
丸橋小北自治会
南ひばりガ丘2丁目
南ひばりガ丘コーポラス
南ひばりガ丘中島
メゾン宝塚山本自治会
山本自治会

山本東三丁目自治会

リーベストガーデン宝塚管理組合

和三田

山本宿舎自治会

新明会自治会

3 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

第5地区では、農地の宅地化が進み、田畑が減って住宅が増えています。そのため、流入人口が増加し、子どもの数も増えており、他地区に比べて高齢化率が低く、若い世代が多いのが特徴です。

一方で、都市基盤の整備が追いつかず、道路の交通渋滞などが課題になっています。また、近年、地震や台風などの災害が増える中、斜面丘陵地など災害リスクの高いエリアもあります。

第5地区は長尾小学校、長尾南小学校、丸橋小学校の3つの小学校区で構成され、小学校区ごとに災害特性が異なる。

- 長尾小学校区（長尾山に連なる傾斜地が多い）
 - 土砂災害警戒危険区域に指定された場所がある。
 - 危険ため池に指定された池がある。
 - 最明寺川が過去に大雨で氾濫したことがある。
 - 活断層が存在する。
- 長尾南、丸橋小学校区（比較的平らな地形）
 - 集中豪雨などで周辺地区が浸水したことがある。
 - 天神川が過去に大雨で氾濫したことがある。

(2) 予想される災害

- 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される。

土砂災害

最明寺川の氾濫や堤防の決壊

天神川の氾濫や堤防の決壊

南ひばりガ丘、口谷東地区周辺で家屋への浸水

- 地震による被害

家屋の倒壊や火災

液状化

- 暴風（竜巻など）による被害

家屋や電柱の倒壊

4 活動内容

(1) これまでの取組

これまで第5地区では、いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組んできました。

ア 避難所運営マニュアルの作成

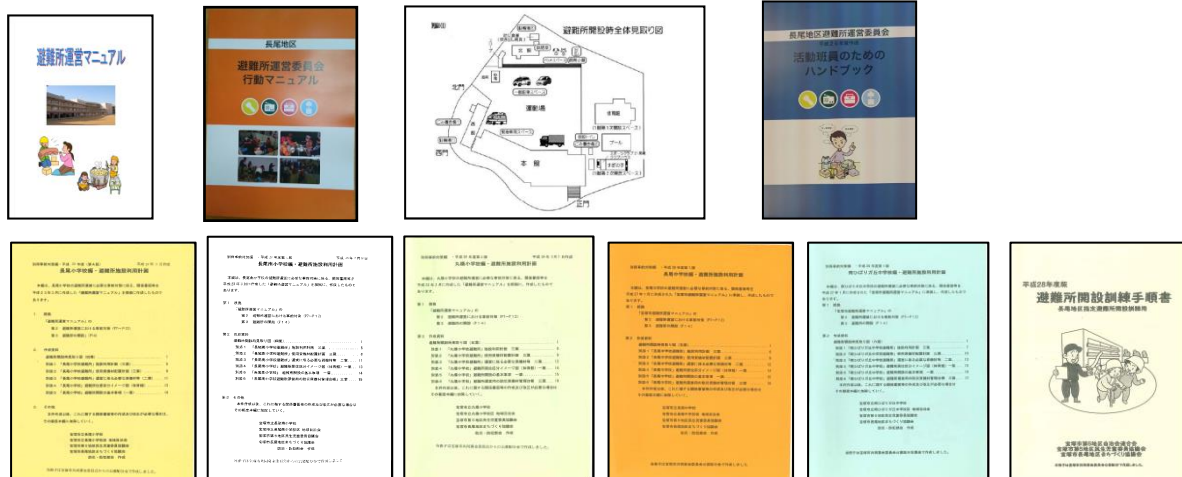
避難所運営の事前対策、避難所開設手順、避難所運営委員会の役割、避難所活動班の役割を定めた「長尾地区避難所運営マニュアル」を作成し、避難所の開設から撤収までを網羅し、活動班の内容を詳細にまとめた「長尾地区避難所運営委員会行動マニュアル」、学校ごとに異なる「避難所施設利用計画」、活動班員が携帯し、活動時に役立つ「活動班員のためのハンドブック」を作成しました。

平成24年3月「長尾地区避難所運営マニュアル」完成

平成26年3月「長尾地区避難所運営委員会行動マニュアル」完成

平成26年3月「避難所施設利用計画」完成

平成27年3月「活動班員のためのハンドブック」完成



長尾小、長尾南小、丸橋小、長尾中、南ひ中施設利用計画

避難所開設訓練手順書

イ 避難所開設訓練の実施

マニュアル作成と並行して検証を兼ねて、長尾地区合同防災訓練を毎年開催し、地域の方々と避難所開設訓練を通して防災意識の向上を図るとともに地域の防災力向上に努力しています。

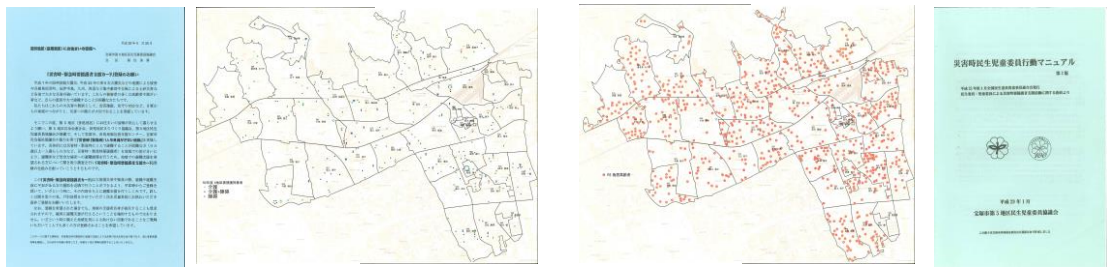


ウ 災害時要援護者支援

第5地区では「災害時1人も見逃さない」活動として平成24年より災害時要援護者支援カード登録に民生児童委員協議会を中心に取り組み、平成29年には災害時要援護者支援組織に手を挙げ、災害時要援護者支援を推進してきました。

平成29年には災害時民生児童委員行動マニュアルを改訂しその後も毎年改定を重ねながら支援体制を構築してまいりました。

今後は自治会連合会、民生児童委員協議会、まちづくり協議会で情報を共有し点をつないで面としてとらえ第5地区全体で「災害時1人も見逃さない」仕組みを考えてまいります。



エ 福祉避難所開設訓練の実施

第5地区では、「災害時1人も見逃さない」との思いで災害時を想定して、避難所開設、災害時要援護者見守りに加えて特別な配慮を要する方に対応するため、平成26年から福祉避難所開設訓練を宝塚あいわ苑、自治連、民協、まち協の協力のもと実施してまいりました。

宝塚あいわ苑では平成27年より佛教大学後藤先生の監修のもと福祉避難所開設・運営マニュアル作成に取り組み、マニュアルの検証を兼ねて開設訓練を実施しています。

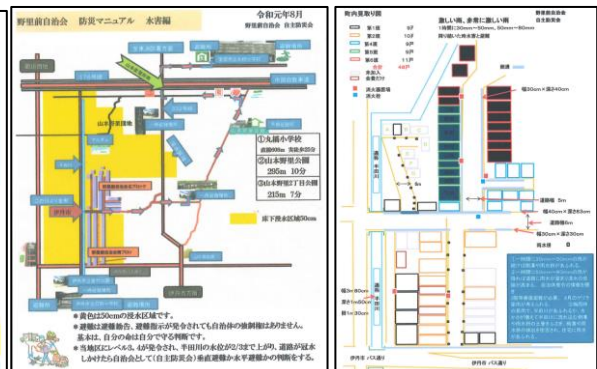


才 各自治会・団体の取組

・和三田自治会



・野里前自治会



(2) 平常時の取組

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

イ 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

ウ 防災資器材の整備

防災資器材は、災害発生時に活躍します。地区で防災資器材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

- ・避難所開設訓練
- ・災害時要援護者安否確認訓練
- ・福祉避難所開設訓練

(3) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行い

ます。

エ 救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

オ 避難誘導

地区住民を安全な避難場所などへ誘導します。

カ 避難所運営活動

地域で避難所を運営するために作成した避難所運営マニュアル、活動班のためのハンドブック、施設利用計画に基づき避難所を運営します。

(4) 避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど、人の助けを必要とする人（避難行動要支援者（災害時要援護者））です。こうした避難行動要支援者（災害時要援護者）を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行います。この取組を着実に進めるため、「宝塚市災害時要援護者避難行動支援マニュアル」に基づき、個別支援計画等を定めることが重要です。

ア 避難行動要支援者（災害時要援護者）の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかななどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の避難行動要支援者（災害時要援護者）に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や避難行動要支援者（災害時要援護者）には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

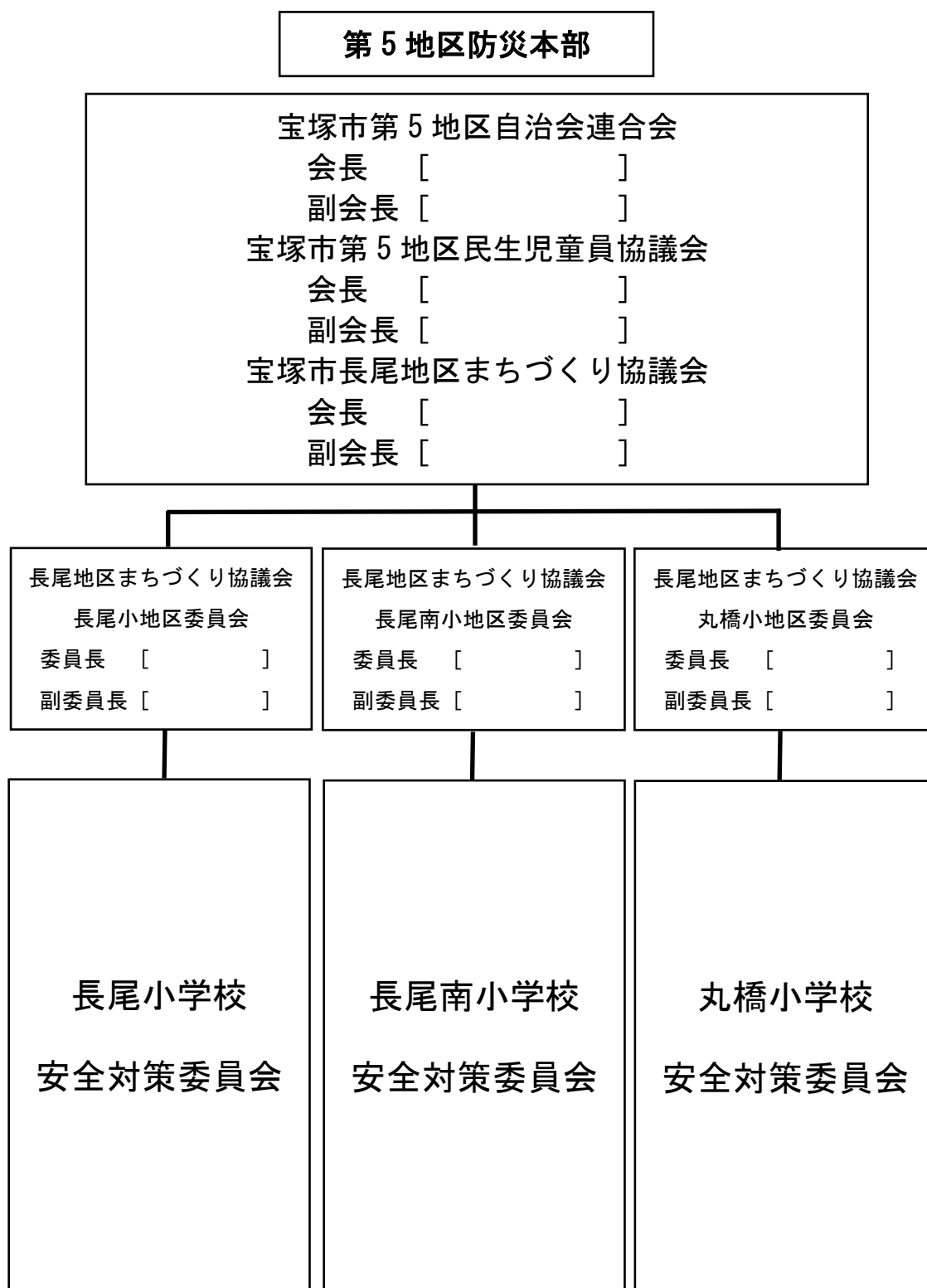
いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に避難行動要支援者（災害時要援護者）とのコミュニケーションを図ります。

5 地区の防災対策（具体的な対策）

（1）防災体制

組織名称等	地区の状況		
第5地区 防災委員会	世帯数：16,460 人 口：39,672	事業所数： 従業員数：	
1 第5地区防災委員会の体制	役員		電話番号
	自治会連合会会長		TEL
	自治会連合会副会長		TEL
	民生児童委員協議会会長		TEL
	民生児童委員協議会副会長		TEL
	まちづくり協議会会長		TEL
	まちづくり協議会副会長		TEL
2 避難場所等	施設名	電話番号	管理者
避難所	長尾小学校	88-2031	
	長尾南小学校	88-3137	
	丸橋小学校	89-4144	
	長尾中学校	89-0015	
	南ひばりガ丘中学校	89-0224	
3 緊急時の連絡先	連絡先		電話番号
	宝塚市役所		TEL71-1141
	長尾支所、サービスセンター		TEL88-0101
	東消防署		TEL88-0119
	市立病院		TEL87-1161
	宝塚警察署（山本交番）		TEL85-0110
	宝塚市立病院		TEL87-1161
	上下水道局		TEL73-3681
	関西電力（阪神営業所）		TEL0800-777-8043
	大阪ガス（兵庫導管部）		TEL0120-7-19424
	NTT西日本		TEL116
	災害用伝言ダイヤル（録音時）		TEL171-1-・・・
	災害用伝言ダイヤル（再生時）		TEL171-2-・・・
4 その他特記事項			

(2) 地区の連絡網



(3) 防災関連施設

ア 医療機関

種別	名称	住所	連絡先
救急指定医療機関	宝塚市立病院	小浜4丁目5-1	87-1161
//	東宝塚さとう 病院	長尾町2-1	88-2200

イ 福祉避難所施設

名称	住所	連絡先	備考
あいわ苑	中筋2丁目10-18	80-4165	
エスペランサ	山本丸橋2丁目22-1	82-3338	

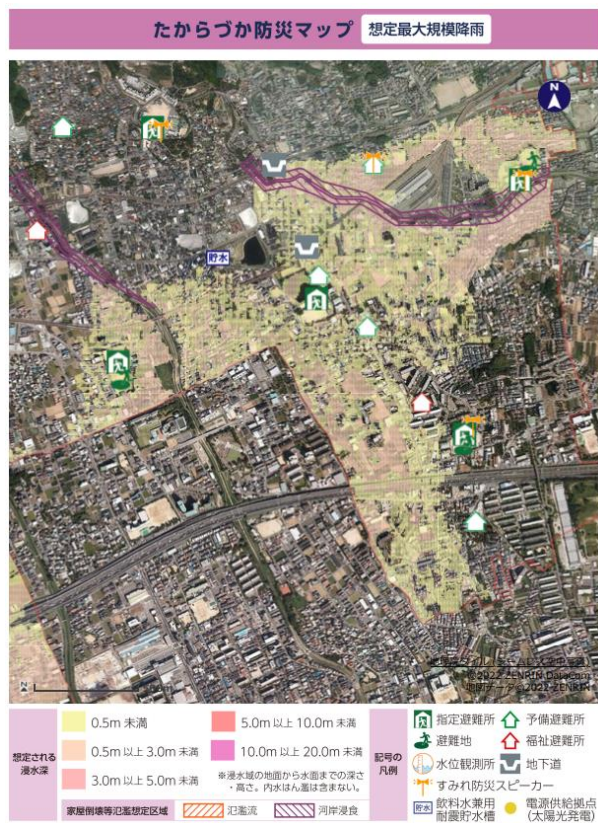
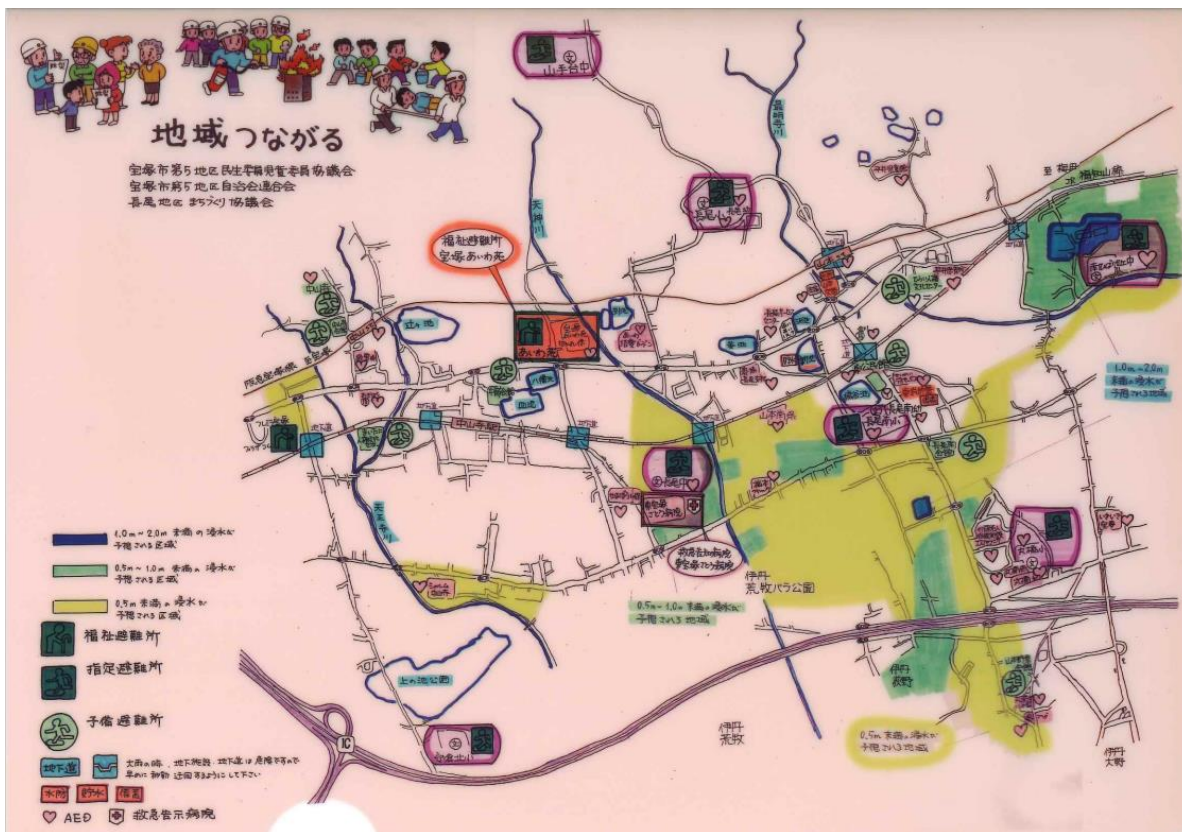
(4) 防災資器材等

ア 長尾まちづくり協議会（防災部会）が保有する防災資器材

名称	物資名	数量	備考
長尾ふれあい広場 倉庫 (住所) 山本南2丁目10 -2	ハndsスピーカー	10	
	避難者用テント	30	
	USB 充電器	10	
	簡易トイレ	400	

イ 各避難所の資器材については防災訓練時に確認する
※別冊

（５）地域版防災マップ



（６）地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防局等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

- ア 避難訓練（避難行動要支援者（災害時要援護者）の支援を含む）
- イ 避難所開設訓練
- ウ 福祉避難所開設訓練
- エ 給食・給水訓練
- オ 啓発活動（防災セミナーの開催）

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。